

## 長岡市運送事業者支援金よくあるお問い合わせ

### Q1 支援対象者とはどのような事業者ですか？

A1 長岡市内に事業所等を有し、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営む事業者です。

### Q2 創業1年未満で確定申告書の写しが提出できない場合はどうすればいいですか？

A2 創業から令和4年6月までの売上がわかる資料を提出してください。（残高試算表等）

### Q3 申請期間はいつまでですか？

A3 令和4年8月31日（水）までです。（当日消印有効）

### Q4 申請後、どのくらいの期間で支援金が振り込まれますか？

A4 概ね4週間程度です。書類等に不備があった場合は、それ以上になることがあります

### Q5 給付金の支給対象となる業種と支給対象とならない業種を営んでいます。支給対象となる業種を営んでいれば支給対象となりますか？

A5 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営んでいれば対象となります。

### Q6 支援金の対象車両はどのような車両ですか？

A6 一般貨物自動車運送事業の用に供する車両として届け出した車両で、7月1日時点において、長岡市内の事業所・営業所で使用している車両です。ただし、被けん引車両は除きます。

### Q7 市外にも複数の営業所等があります。車の台数としてカウントし支援金の交付申請できますか？

A6 新潟運輸支局へ長岡市内の車両として配置登録を行っている台数による申請となります。

### Q8 営業所等は長岡市内にありますが、本社等は長岡市外にある場合は、交付対象となりますか？

A8 長岡市内の営業所として新潟運輸支局へ配置登録を行っている車がある場合対象となります。

**Q9 本社等は長岡市内にありますが、営業所等は長岡市外にある場合は、交付対象となりますか？**

A9 本社使用分として新潟運輸支局へ貨物自動車の配置登録がある場合は交付対象となります。

**Q10 長岡市内の営業所等にある営業車両の台数がわかる書類とは何ですか？**

A10 直近の「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書（新潟運輸支局の受付印のあるもの）」の写しと、令和4年7月1日時点で有効な当該車両の車検証の写しを添付してください。なお、開業以来保有台数に変更のない場合は、「一般貨物自動車運送事業経営許可申請書（新潟運輸支局の受付印のあるもの）」と営業車両の配置状況に係る添付資料（事業用自動車等連絡書等）の写しと、令和4年7月1日時点で有効な当該車両の車検証の写しを添付してください。

**Q11 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書を提出しましたが、車検証の使用の本拠の変更手続き前に対象車両に含めることができますか？**

A11 使用の本拠の変更後に対象車両として申請してください。